

昭和五十一年自治省令第十七号

第二節 流出油等防止堤

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第十号、第十五条、第十六条第五項、第十七条第五項、第十八条第一項、第十九条第二項及び第三項並びに第四十七条並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十年政令第二百二十九号）第八条から第十二条まで、第十四条、第十五条第二項、第十六条第一項、第二十一条第一項及び第三十八条の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 特定防災施設等

第一節 特定防災施設等の種類及び基準（第一条・第二条）

第二節 流出油等防止堤（第三条—第六条）

第三節 消火用屋外給水施設（第七条—第十条）

第四節 非常通報設備（第十三条）

第五節 特定防災施設等の検査、点検等（第十四条—第十七条）

第二章 自衛防災組織等

第一節 自衛防災組織（第十七条の一—一二）

第二節 防災管理者等の届出及び防災規程（第十五条・第二十六条）

第三章 共同防災組織（第二十六条の一—一二）

第四章 広域共同防災組織（第三十条—第三十一条）

第五章 定期報告（第三十三条）

附則

第一章 特定防災施設等

第一節 特定防災施設等の種類及び基準（特定防災施設等の種類）

第一条 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。）第二条第十号の主務省令で定める特定防災施設等は、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備とする。

（特定防災施設等の基準）

第二条 法第十五条第一項に規定する主務省令で定める基準については、次条から第十三条までに規定するところによる。

（設置）

特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所・消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物（以下「第四類危険物」という。）を貯蔵する危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）に規定する屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。

第二条

当該特定事業所に、当該各号に定める消火用屋外給水施設を設置しなければならない。

（設置） 当該特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により大型化消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車、大型化学高所放水車又は消防薬剤タンク付き大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならぬ場合、消防車用屋外給水施設を備え付けなければならない場合、大容量泡放水砲用屋外給水施設

（能力）

消防車用屋外給水施設の能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に令第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合、大容量泡放水砲

（構造）

当該特定事業所の前条の屋外貯蔵タンクに係る危険物政令第十一条第一項第十五号に規定する防油堤（以下「防油堤」という。）のすべてを囲むこと。

（構造）

当該特定事業所に係る自衛防災組織に令第十三号に規定する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されたものについては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。

（構造）

</div

を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

(1) すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) イ(2)から(4)までに定める要件に該当していること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当する要件に該当すること。

口 当該第一種事業所が前号ハに該当する場合

ハ 当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク(令第八条第一項の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び同条第二項に規定する送泡設備付きタンク(以下「送泡設備付きタンク」という。)を除く。以下同じ。)がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

ハ 当該第一種事業所の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合

四

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当すること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号ハに該当すること。

二 水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当する場合

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当する場合

五

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当すること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号ハに該当すること。

六

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当すること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号ハに該当すること。

七

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号イに該当すること。

イ(2)から(4)までに定める要件に該当すること。

ハ 当該第一種事業所が前号ハに該当すること。

<p>一 イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第八百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格G三四四一、G三四四五二若しくはG三四四五三に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。</p> <p>口 当該送泡管の接合は、溶接によつて行うこと。</p>	<p>二 イ 本 異物が容易に入らない構造とすること。</p> <p>一 送泡口 当該送泡口の結合金具は、第十八条の八第一項に規定する発泡器（以下「発泡器」という。）の出口側の結合金具と直接結合でき、かつ、送泡時に当該発泡器が離しない構造であること。</p> <p>口 消防自動車が容易に接近することができ、かつ、消火活動に支障ない場所に設すること。</p> <p>ハ 当該送泡口にはその直近の見やすい箇所に送泡設備付きタンクの送泡口である旨、当該送泡口に結合すべき発泡器の種類及び当該送泡口に必要な泡水溶液の送水量を表示した標識を設けること。</p> <p>三 送泡管</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送泡設備付きタンクの区分</th><th style="text-align: center;">速度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消防法別表に掲げる第一石油類（以下「第一石油類」という。）を貯蔵するもの</td><td style="text-align: center;">一秒六メートル</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一石油類以外の石油を貯蔵するもの</td><td style="text-align: center;">一秒六メートル</td></tr> </tbody> </table>	送泡設備付きタンクの区分	速度	消防法別表に掲げる第一石油類（以下「第一石油類」という。）を貯蔵するもの	一秒六メートル	第一石油類以外の石油を貯蔵するもの	一秒六メートル
送泡設備付きタンクの区分	速度							
消防法別表に掲げる第一石油類（以下「第一石油類」という。）を貯蔵するもの	一秒六メートル							
第一石油類以外の石油を貯蔵するもの	一秒六メートル							

二 仕切弁は、遠隔操作及び現地操作によつて開閉できるものであること。
ホ 仕切弁には、停電時に遠隔操作によつて開放できるように非常電源等を附置するこ^トと。
（送泡設備を設置することができる屋外貯蔵タンク）
ヘ 当該送泡管の送泡口の直近部分には、逆止弁を設けること。
ト 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
第十八条の五 令第八条第一項の総務省令で定める屋外貯蔵タンクは、次に掲げる要件に該当するものとする。
一 令第八条第一項の表に掲げるその他の屋外貯蔵タンクのうち、浮きふたを有しないものであること。
二 次に掲げる性状を有する石油を九十度以下の温度で貯蔵する屋外貯蔵タンクであること。
イ 水に溶けないものであること。
ロ 泡放出口から放出した泡が石油の表面に容易に浮上できる粘度を有するものであること。
（泡水溶液の送水方法）
第十八条の六 令第八条第二項第一号に規定する泡水溶液の送水は、送泡設備付きタンクに、同項の規定により備え付けなければならない大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び発泡器を用いて、当該大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の放水圧力を当該発泡器が有効に機能する使用圧力の範囲に維持し、泡水溶液を送水するものとする。
2 前項の場合において、送泡設備付きタンクに送水する泡水溶液の量は、送泡設備付きタンクの水平断面積一平方メートルにつき毎分四リットル以上八リットル以下の量となるようにするものとする。
(送泡設備付きタンクに係る大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の台数)
第十八条の七 令第八条第二項第一号の総務省令で定める大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の台数は、前条に規定する方法により送泡設備付きタンクに泡水溶液を送水する場合に、それぞれの泡放出口からおおむね量の等しい泡を放出することができる台数とする。

一 使用する泡消火薬剤の種類、必要とされる泡水溶液の送水量及び送水圧力に適合すること。	
二 泡の膨張率（泡水溶液の容量と発生する泡の容量との比をいう。）は二倍以上四倍以下であること。	
三 当該発泡器の入口側の結合金具は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する差込式受け口に適合する構造であること。	
四 当該発泡器の出口側の結合金具は、送泡口の結合金具と直接結合でき、かつ、送泡時に当該発泡器が離脱しない構造であること。	
五 当該発泡器には、発泡器の種類、取扱い方法等を表示すること。	
一 発泡器に使用できる泡消火薬剤の種類	令第八条第二項第二号の総務省令で定める発泡器の種類については、次に掲げる事項がそれぞれ同じ場合に、同一種類の発泡器であるものとする。
二 発泡器の使用流量の値	
三 発泡器の使用圧力の値	
四 発泡器の許容背圧の値	
五 第八条第二項第二号の総務省令で定める発泡器の数は、第十八条の六に規定する方法により送泡設備付きタンクに泡水溶液を送水する場合に、それぞれの泡放出口からおおむね量の等しい泡を放出することができる数とする。 (移送取扱所が存する特定事業所に係る特例)	令第八条第二項第二号の総務省令で定めるものは、危険物規則第四十七條の五に規定する数量以上の第四類危険物を取り扱うものとし、令第十二条の総務省令で定める乙種普通化学消防車の台数は、次の表の上欄に掲げる移送取扱所の規模に応じ、同表の下欄に定める台数とする。
移送取扱所の規模	台数
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超えるか、当該配管の経路が移送基地を中心として半径五十キロメートル	一台
移送取扱所	一台
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル以下である	一台

可搬式放水防災資機材等	数
簡先基部圧消火薬剤タンク付き大型化一基	
力が一・〇学高所放水車	
メガバスカ大型化学高所放水車	
ルの場合に大型高所放水車	
おいて毎分	

第二十一条 令第十五条の総務省令で定める可搬式放水銃等は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の総務省令で定める数は、当該自衛隊に備え付けられた防災資機材等の同表の下欄に掲げる区分に応じ、当該防災資機材等各一台又は各一基につき同表の下欄に定める数とする。ただし、同表の上欄中可搬式泡放水砲については、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置及び通路の状況等を勘案して、当該屋外貯蔵タンクに係る火災が発生した場合にも、当該可搬式泡放水砲を用いないで有効な消防活動ができるものと市町村長等が認めた場合は、この限りでない。

(可搬式放水銃等)

り普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

3
令第十六条第四項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の總務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通放水砲が消火の機能を有效地に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力によ

三 前二号に定めるもののほか、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置、通路の状況等を勘査して、火災が発生した場合において、大型高所放水車に代えて、普通泡放水砲を使用することによって支障なく消火活動ができること。

兼ねるもので除く。)でその直径が三十四メートル以上(消防法別表第一に掲げる第三石油類又は第四石油類を貯蔵するものにあつては、五十メートル以上)のものに限る。次に(において同じ。)に、普通泡放水砲から建築物等に遮蔽されることなく泡水溶液を放水することができる、消火の機能を有効に發揮する泡を当該タンク内に到達させることができること。

十六条第一項の規定による認定を受けた場合は、当該認定に係る代替措置の限度内において、令第八条から第十二条まで、第十四条及び第五十五条の規定による防災資機材等を備え付けて、又はその数量を減ずることができる。

前項の固定放射設備は、次に掲げる要件に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

一 屋外貯蔵タンクで令第八条第一項の表の第

ぶたの甲板が金属材料で造られ、かつ、浮きするものにあつては少なくとも二方向以上、その他の屋外貯蔵タンクにあつては少なくとも三方向以上のそれぞれ当該屋外貯蔵タンクに対して相互におおむね等角度をなす位置から、少なくとも毎分千リットル以上の放水能力をもつて有効量の泡を放射することができるのこと。

三 可燃性の高圧ガスを処理する工作物については、有効射程内で、かつ、有効な放射角度をなす位置から、少なくとも毎分千リットル以上の放水能力をもつて有効量の放水をすることができること。

四 地震動、爆風圧、放射圧等によつて倒壊し、又は故障するおそれのない構造であること。

二 第四類危険物を貯蔵し、又は取り扱う工作物については、有効射程内で、かつ、有効な放射角度をなす位置（浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの及び浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもので浮き

一欄から第三欄までに掲げる区分に該当するものについては、当該区分に応じ、同表の第四欄に定める台数に一を加えた数に対応する基數の放射塔から、同時に、それぞれ毎分三千リットル以上の泡を放射することができる。こと。

十六条第一項の規定による認定を受けた場合は、当該認定に係る代替措置の限度内において、令第八条から第十二条まで、第十四条及び第五十五条の規定による防災資機材等を備え付けて、又はその数量を減ずることができる。

前項の固定放射設備は、次に掲げる要件に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。

一 屋外貯蔵タンクで令第八条第一項の表の第

四 第八条から第十一条まで、第十八条第一項第
二号並びに第二項第三号及び第四号並びに令第
十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定
は、第一項の固定放射設備を設置する場合に準
用する。

五 第二項、第十八条第一項第二号並びに第二項
第三号及び第四号並びに令第十四条第一項及び

第二項並びに第十五条の規定は、第一項の消防艇を設置する場合に準用する。

特定事業者は、その特定事業所に第一項の固定放射設備又は消防艇を設置する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に定めるところにより、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる防災要員を置いていなければならぬ。

一 固定放射設備を設置する場合 令第八条から第十条まで及び第十六条第四項の規定により備え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員

二 消防艇を設置する場合 当該消防艇各一隻につき令第七条第一項第十号に規定する乗組船舶職員のほか二名

（オイルフエンスの規格）
第二十二条 令第十七条第一項の総務省令で定める規格は、次のとおりとする。

一 寸法が、海面上の高さ三十三センチメートル以上で海面下の深さ四十七センチメートル以上のものであり、かつ、接続部の高さが八十七センチメートルであること。

二 接続部の形式は、重ね合わせファスナ式であること。

三 単体の長さは、原則として二十メートルであること。

四 単体の長さ方向の引張強さは、三千キログラム以上であること。

五 防油壁の主材料の引張強さは、一センチメートルにつき三十キログラム以上であること。

六 使用状態において耐油性及び耐水性を有すること。

七 材質は、通常の保管状態において変化しないものであること。

（オイルフエンス展張船の展張能力及び隻数）
第二十三条 令第十七条第一項の規定により備え付けなければならないオイルフエンス展張船は、一隻又は二隻以上のオイルフエンス展張船で、同項の規定により備え付けなければならないオイルフエンスを一時間以内に展張する能力を有するものとする。

（油回収船及び油回収装置）
第二十三条の二 令第十八条第二項の油回収装置を積載して海面に流出した石油の回収の用に供することができる船舶で総務省令で定めるもの

（以下「補助船」という。）は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 石油の回収を行うために必要な大きさ及び構造を有すること。

二 自力で推進することができるること。

三 令第十八条第一項の規定により備え付けなければならない油回収船又は油回収装置は、消防艇長官が定める条件の下において、次に掲げる要件に該当する石油の回収能力を有するものとする。

一 油回収船のみを備え付ける場合にあつては、一隻又は二隻以上の油回収船で、油回収装置のみを備え付ける場合にあつては、一隻又は二隻以上の油回収装置で、毎時三十キロリットル以上の速さで石油を回収することができる。

二 油回収船は、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 自力で推進することができる。

ロ 石油を回収する速さに応じた石油の貯蔵ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

ハ 固形浮遊物の混在する石油を回収するこ

とができる。

三 油回収装置は、補助船と一体となつて前号

（自衛防災組織の現況についての届出）
第二十四条 法第十六条第五項の規定による届出は、当該自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けた日又はその防災要員の数若しくは防災資機材等の数量に変更があつた日から七日以内に様式第五の届出書によつてしまつなければならない。

（防災管理者等の届出）
第二十五条 法第十七条第六項の規定による届出は、当該防災管理者又は副防災管理者の選任又は解任の日から七日以内に、様式第六による届出書によつてしまつなければならない。

（防災規程）
第二十六条 法第十八条第一項の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関すること。

二 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行なうことができない場合にその職務を代行する者に関すること。

三 行政事務の実施に関すること。

四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。

五 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。

六 自衛防災組織の防災訓練の実施に関すること。

七 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。

八 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関すること。

九 出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生した場合における特定事業所の事業実施の統括管理による消防機関への通報に関すること。

十 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関すること。

十一 特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。

十二 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。

十三 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

十四 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特定事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項

特定期事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務（以下「自衛防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。

3 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する特定事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除く。次項において同じ。）の防災規程は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。

二 警戒宣言が発せられた場合における避難に関すること。

三 警戒宣言が発せられた場合における防災のための施設、設備又は資機材等の整備及び点検その他の地域による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。

四 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。

五 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。

六 特定事業所の防災規程について、当該指定の日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。

三 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項を定めること。

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地盤防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定によつて日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震・溝・千島海溝周辺海溝型地震溝・千島海溝周辺海溝型地震）において、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項を定めるものとする。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関する事項を定めるものとする。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関する事項を定めるものとする。

8 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六ヶ月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

9 法第十八条第一項の規定による届出は、当該防災規程を定め、又はこれを変更した日から七日以内に、様式第七による届出書によつてしなければならない。

第三章 共同防災組織

（共同防災組織における大容量泡放水砲用防災資機材等の備付けに係る基準）

第二十六条の二 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める基準については、第十九条の二第二四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「当該自衛防災組織」と

あるのは「当該共同防災組織」と、当該特定事業所とあるのは「すべての構成事業所」と読み替えるものとする。

(省力化に資する装置又は機械器具)

第二十六条の二の二 令第二十条第一項第四号いう防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、第十七条の二の二第一項各号に規定するものとする。

第二十六条の三 令第二十条第一項第四号に規定する総務省令で定める要件は、構成事業者の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、第十七条の二の二第一項第二号から第四号までに規定するものとする。

(構成事業所の要件及び防災要員)

第二十六条の三 令第二十条第一項第四号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のうち、その構成事業所の自衛防災組織に令第八条から第十一条まで及び第十六条第二項の規定により防災資機材等を備え付けなければならぬものとされる者があるときは、各構成事業者の構成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、令第二十条第一項第四号イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。

2 令第二十一条第一項第三号イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者が、その構成事業所の自衛防災組織に同項第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けなければならない場合には、第十七条の三第一項第五号又は同項第六号に掲げる甲種普通化学消防車ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、令第二十一条第二項第三号イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第一項第五号又は同項第六号に定める人數とする。

(大型化學消防車及び甲種普通化學消防車の台数に係る特例)

第二十六条の四 第十八条の三の規定は、令第十一条第一項第一号ロの規定により大型化學消防車又は甲種普通化學消防車を備え付けた共同防災組織で、同号イ又はハの規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において、第十八条の三第一項第一号中「令第八条第一項本条の三第二項第五号又は同項第六号に定める人數とする。

（泡消火薬剤の量に係る特例）

第二十六条の五 第十九条の二の二の規定は、令第二十条第一項第三号口の規定により泡消火薬剤を備え付けた共同防災組織で、同号イの規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において、第十九条の二の二第一号中「令第二十四条第一項本文」とあるのは「令第二十条第一項第三号イ」と、同条第二号中「令第十四各条第三項」とあるのは「令第二十二条第一項第三号口」と読み替えるものとする。

（共同防災組織における大容量泡放水砲等による防災要員）

第二十六条の六 共同防災組織に対する第十七条の二の適用については、同条中「自衛防災組織」とあるのは「共同防災組織」と、同条第三号中「大容量泡放水砲用屋外給水施設」とあるのは「構成事業所ごとの大容量泡放水砲用屋外給水施設」と、「人数」とあるのは「人頭数」のうち最も多い人数とする。

（可搬式放水銃等の備付け）

第二十七条 令第二十一条第一項第一号口の總務省令で定める数は、次の各号に掲げる可搬式放水銃等につき、当該各号に定める数とする。

一 可搬式放水銃 一基

二 耐熱服 一着

三 空気呼吸器又は酸素呼吸器 一個

（共同防災規程）

第二十八条 法第十九条第二項の共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関すること。

二 防災要員の職務に関すること。

三 共同防災組織を指揮し、監督する者又は陸上自衛隊員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。

四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。

五 共同防災組織の編成に関すること。

六 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。

- 2 この省令は、昭和六十一年九月一日から施行する。

正前の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第二十六条又は第二十九条の規定により届け出されている防災規程又は共同防災規程は、昭和六十二年三月三十日までの間は、それぞれ、この省令による改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第二十六条又は第二十九条の規定により届け出られた防災規程又は共同防災規程とみなす。

附 則（昭和六十一年三月一〇日自治省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月一三日自治省令第四号）抄

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月一一日自治省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年一月一一日自治省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月一九日自治省令第一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三一日自治省令第一七号）

（施行期日）

（経過措置）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第十五条第一項の規定に基づく最初の外観点検、機能点検又は総合点検は、この省令の施行前にこの省令による改正前の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等

に関する省令第十五条第一項の規定に基づく最後の外観点検、機能点検又は総合点検を実施した日からそれぞれ一年を経過するまでの間に実施しなければならない。

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

样式题1：（第14章第4课）（第6日命令4，令光慈喜令20，令2慈喜令325。一部卷之）

捺印等に使用する用印		年 月 日
市町村名(郵便番号別) ■		
住 所		
氏名(法人を除く場合は会社名) 性別(男) 姓(姓の音読み) (姓) 姓(姓の本名) (性別) 性別(男) 電話()		
提出書類等に記載する場合、右の印鑑(署名)等を複数枚提出する場合は、必ず複数枚提出して下さい。		
郵便番号(郵便局の窓口で貰ったもの)		電話
提出書類の記載欄 (例) 甲子年 三月一日		
登録事項 登録者(被登録者)		登録者(被登録者)の職能 登録者(被登録者)の性別 登録者(被登録者)の年齢 登録者(被登録者)の学年 登録者(被登録者)の学年
登録者(被登録者)		m
登録者(被登録者)の性別		
登録者(被登録者)の年齢		
登録者(被登録者)の学年		
登記 年 月 日		年 月 日
廃止 年 月 日		年 月 日
余白		
申 請 種 別		手 承 交 承 中 署

参考
1 この用語の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 流出油等防止堤を2以上設置した場合は、それぞれの流出油等防止堤及び最大防護堤の容量を記入するとともに、歴延長についてはそれを合算した数値を記入すること。

3. 項目選択する際は原則として次のこととおきること。

- (1) 沿岸航行の船舶の荷役の問題。
 - ア 各種装置の配置及び軽油並みに供給等の装置の位置を示す。云ふこと、
例へば、
イ 沿岸航行の火災の火災度測量器がある場合、その設置の位置を示したもの。
乙 沿岸航行船内に油槽の構造を示したもの。
丙 沿岸航行船内に油槽の構造を示したもの。
丁 沿岸航行船内に油槽の構造を示したもの。
 - 乙 沿岸航行等の荷役の問題。
 - ア 船舶の荷役の位置を表示せしめたもの。
 - 乙 沿岸航行等の荷役を示す機械装置に記載された開閉装置の構成を示したもの。
 - 丙 沿岸航行等の荷役の構造を示す機械装置及び排水管等に記載された開閉装置の構成を示したもの。
- 4. 必要ない。入ることない。

模式範例2 (第14步隨附) CP 6 日審分 4, 命21患者合250, 命光患者合29, 命2患者合225, 一部

小兒 性 別	男 女	數 量	年 齡	考 慮

1) この日の朝食は、日本式朝食はどうぞ。

2) おまけ、専門的で古風な言葉を覚えておくとよ。

3) おまけ、和洋の両方の食事では、何時何回インパクトの必要な事が多いですよ。

4) 重要なのはどのくらい間隔があるのか、めぐらすか。

(参考)

- **朝食**
他の朝食と並んで、新しい朝食は、それだけ特別感がある。それをもつて、(口の中が乾いて)まだ水分を飲む。
- **午食**
お腹が空く、つまりお腹を満たすのが目的。
- **夕食**
「夕飯」といって、お腹を空すく時間(午後2時頃)から、お腹を満たすまでの間(夕食時間)までを意味する。この日はまだお腹が空いて夕食がお腹をもたせない。
- **夜食**
お腹が空き、お腹を満たすが目的。
- **朝食**
朝食は朝食を生き残らせる。
- **午食**
午食は午食を生き残らせる。
- **夕食**
夕食は夕食を生き残らせる。
- **夜食**
夜食は夜食を生き残らせる。

5) 加入料金
■ **朝食**
この日の朝食が付いている場合は必ずする。
■ **午食**
この日の午食が付いている場合は必ずする。
■ **夕食**
この日の夕食が付いている場合は、それだけの値段を支払う。

6) 飲食料
■ **朝食**
(通常)朝食を飲食料として貰う場合は、朝食を飲む。

■ **午食**
(通常)午食を飲食料として貰う場合は、午食を飲む。

■ **夕食**
(通常)夕食を飲食料として貰う場合は、夕食を飲む。

■ **夜食**
(通常)夜食を飲食料として貰う場合は、夜食を飲む。

7) 飲食料の範囲
■ **朝食**
朝食を飲食料として貰う場合は、朝食を飲む。

■ **午食**
午食を飲食料として貰う場合は、午食を飲む。

■ **夕食**
夕食を飲食料として貰う場合は、夕食を飲む。

■ **夜食**
夜食を飲食料として貰う場合は、夜食を飲む。

8) 飲食料の範囲
■ **朝食**
朝食を飲食料として貰う場合は、朝食を飲む。

様式第2の2(第14号簡便) (郵便番号221-0026、今次番号221-今2番号225、一部免

大容量液放水箱用聚丙烯水箱板胶合板

单 号： 日期： 年 月 日

備註

様式第3（第1496号件）（学6自家令4、令光能著令20、令2能著令225、一部改定）

新常識資訊諮詢有限公司

市町村名		(郵便番号) 岐阜市 瑞穂区 住居	
氏名(ふくめい) (記入して下さい) 小川 久美子 (姓と氏と代表する名前を記入) (登記番号) 戸番号 電話番号			
本件取扱説明書を御覧下さい。石油コンビニートーク(警報装置防犯用)取扱説明書に記載されています。			
本件取扱説明書の場所及び品名		電柱	
設置場所		屋外	
設置の位置		(家屋裏面の柱) おきり	
設 定 年 月 日		年 月 日	
実 置 年 月 日		年 月 日	
余 分 備 考		備考	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本書籍規格A4とする。
- 2 領収書に記入すべき箇頭部欄は、次のとおりとする。
ア 常用連絡簿の領用番号を記入した後。
イ 無線装置又は電気郵便装置の機種名につきは、
ウ 無線装置又は他の電気郵便装置の機種名及び特徴の
ハ 運送するときとで同一の領用番号を各處及び所在地
イ 運送することによって該領事事務所の機種名又は所在地を示すもの。
ニ 同上。

样式第4(第143号例)(平6自家令4·令光慈者令少·一部改正)
特呈防灾指證等檢査証

新编大藏经·别译杂阿含经

年	月	日
年月日		
地町村名(郵便番号) ㊞		
下記の特別免許登録等、石炭コンクリート等災害防止法第15条第1項の 規定基準に適合していることを証する。		
印		
新規登録	生産及び販 売	
移動方式	搬入及び貯 蔵	
保全年月日	年	月
備考		

備考欄、この用紙の下書きは、日本建築学会規格 A4-10-10。

（次の文）		其　實　施　行　等	税額
種　類	内　容	税額	内　容
大便料	大便料	1,000円	1,000円
大便料及水道料	大便料及水道料	1,000円	1,000円
水道料	水道料	1,000円	1,000円
水道料及下水道料	水道料及下水道料	1,000円	1,000円
下水道料	下水道料	1,000円	1,000円
下水道料及水道料	下水道料及水道料	1,000円	1,000円
水道料及下水道料	水道料及下水道料	1,000円	1,000円
水道料及下水道料及大便料	水道料及下水道料及大便料	1,000円	1,000円
水道料及下水道料及大便料及水道料	水道料及下水道料及大便料及水道料	1,000円	1,000円
水道料及下水道料及大便料及水道料及下水道料	水道料及下水道料及大便料及水道料及下水道料	1,000円	1,000円
合　計	合　計	10,000円	10,000円
その他の実質賃料等	その他の実質賃料等	10,000円	10,000円

専修学校の教員は専修学校で開く「第1回定期試験」2種の項目に適合しておらずと評議する旨の説明がある。石川シニアコンピュータ専修学校は地元の小学校で「第1回定期試験」を実施し、各教科の得点率を算出し、得点率が60%未満の場合は該生を留めることとする。石川シニアコンピュータ専修学校は地元の小学校で「第1回定期試験」を実施し、各教科の得点率を算出し、得点率が60%未満の場合は該生を留めることとする。石川シニアコンピュータ専修学校は地元の小学校で「第1回定期試験」を実施し、各教科の得点率を算出し、得点率が60%未満の場合は該生を留めることとする。

様式第6（第25条関係）

備考 1 この用紙の大きさは、日本文書規格A4とする。
2 印刷欄には、記入しないこと。

樣式第7（第26條關係）

式名(姓)(英語の名前)		年 月 日	
西村佳子(西村真理香) 様			
性別: 女性		年齢: 25歳	
住所: (個人にあってはその名前) 東京都江戸川区西葛西3丁目1番1号		(郵便番号) 134-0061	
現住所のとなり、お父様の実家(実家)。したがって、ロードマップ等で現住所と記入して下さい。お父様の実家も一緒に記入されます。			
車種名: 車種名及び登録番号		年 月 日	
トヨタ エスティマ (登録番号) 京A123456			
登録地名: 年月日		年 月 日	
東京都江戸川区西葛西3丁目1番1号			
登録者名: 年月日		年 月 日	
西村 佳子		年 月 日	

備考

様式第8（第29条関係）

他の防災資機材等	
防災要員	
勤務又は待機の場所	
専用	専用

防災要員
勤務又は待機状態

問 1 この問題は大変で、主に筆記用紙を買わなければなりません。

問 2 これまでの問題と似て、筆記用紙を買わなければ問題が解けない場合は、むしろこの問題は筆記用紙を買つて購入するものとし、すべての筆記用紙について記入するべき問題であつて、範囲について記入すること。

問 3 列挙について

- ① その他の問題では、筆記用紙の範囲がいつでも、複数の問題に記載の動的なものからの名前、数量及び受け取る人への名前。
- ② 答えだけを記入する問題では、販売実績表等を埋めて受け取った際の名前を記入すること。

問 4 例題より特徴の問題の所には、販売員名と販売員又は販売所の名前と販賣額の欄があり、販賣額一括で販賣所一括で記入すれば、それがその名前、販賣額及び販賣員の欄に記入すること。

問 5 販賣額又は販賣所の欄に記入すれば、販賣員名と販賣員又は販賣所の名前と販賣額の欄に記入すること。

問 6 例題より特徴の問題の所には、販賣員名と販賣員又は販賣所の名前と販賣額の欄があり、販賣額一括で販賣所一括で記入すれば、それがその名前、販賣額及び販賣員の欄に記入すること。

問 7 答えだけを記入すること。

様式第9（第33条関係）

模式第9《總理的獨角》（甲子年正月140，庚辰，甲辰辰年159，乙未辰年122，丙午辰年125，丁未辰年）

備考

- 1 この用語の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 点検結果を「実施の状況」欄に、点検結果に基づき持置した内容を「措置内容」欄に記入すること。
- 3 読出しない報告事項については、「措置内容」欄に「該当なし」と記入すること。

样式第10(第30条關係) (甲1總第634)、流30、甲33總第159、令光緒末年15、令1慈者令25

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
- 2 検査結果を「実施の状況」欄に、及格結果に基づき記載した内容を「措置内容」欄に記入すること。
- 3 誤詮のない報告事項については、「措置内容」欄に「誤詮なし」と記入すること。

様式第10（第33条関係）